

# 土壌・地下水汚染調査に伴う土地利用履歴等調査



- 東京都では、都民の健康と安全を確保するための条例（略称：環境確保条例）に基づく土壌汚染に関する条項が、平成13年10月1日より施行されています。  
この条例によって、規制対象となる事業者には土壌汚染等に係る調査および対策が義務づけられています。
- 弊社では、「土地利用履歴等調査」を実施し、調査～報告書作成まで一貫したサービスを提供します。

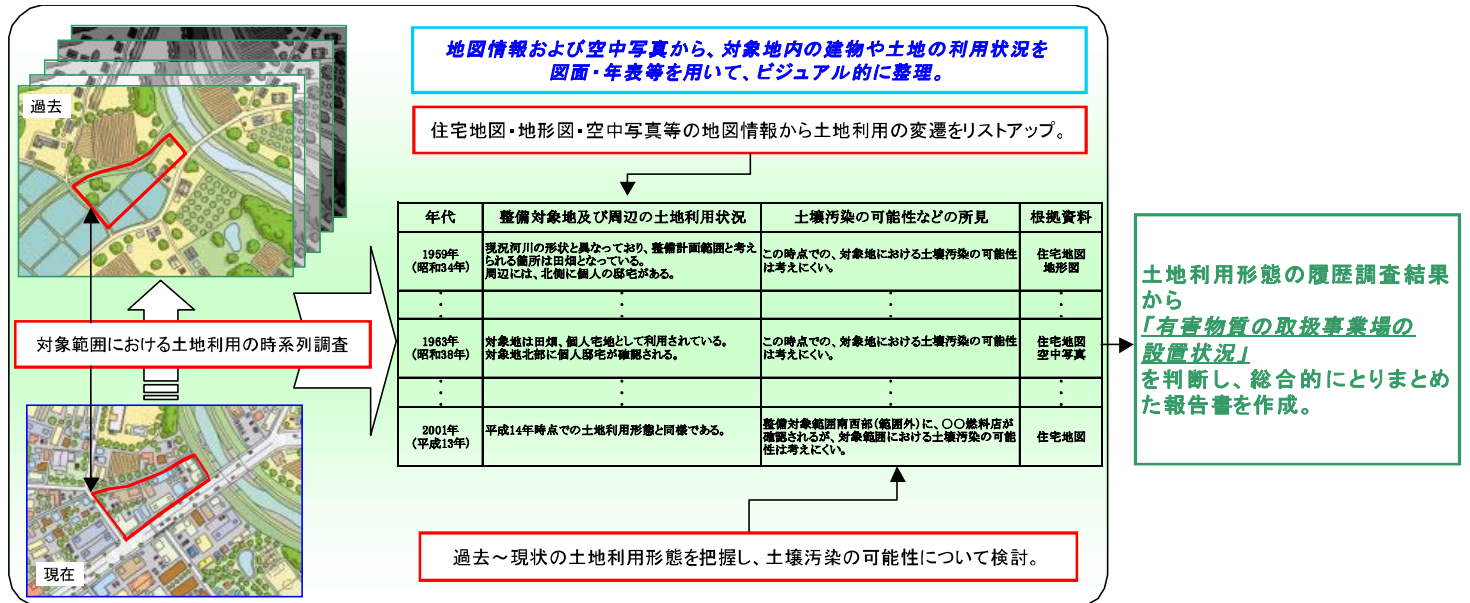
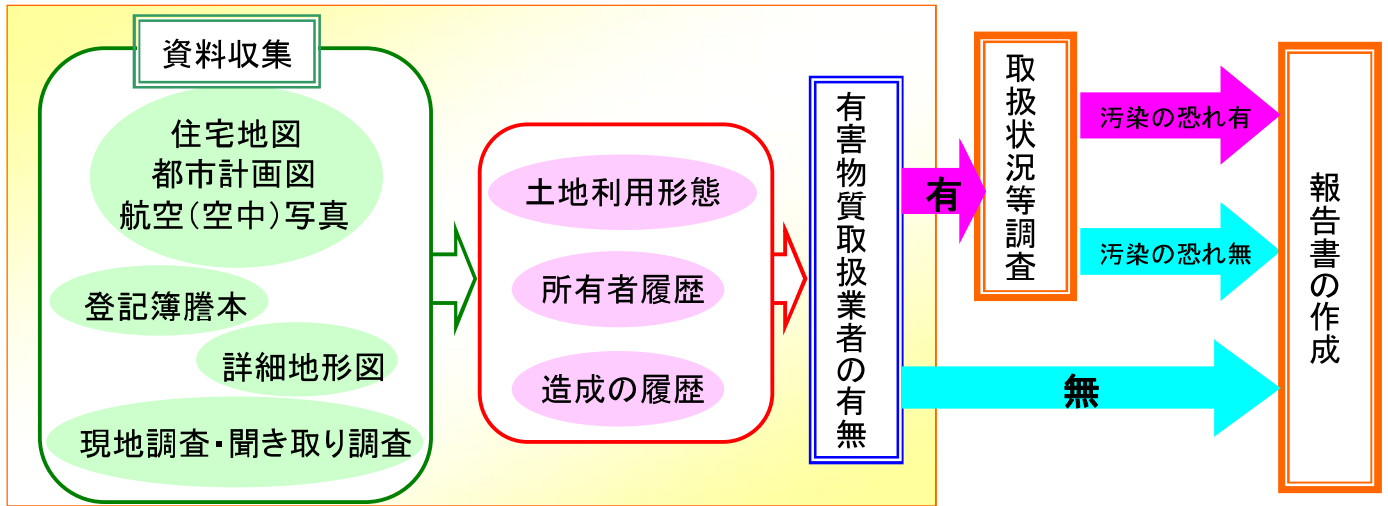
## 1. 現在、東京都では次のような事業者土地利用履歴等調査が義務付けられています

### 土地改変者

3,000㎡以上の敷地内において土地の切り盛り、掘削等土地の改変を行う者

## 2. 土地利用履歴等調査～報告書作成までの流れ

土地利用履歴等調査では、「土地の改変を行う土地の利用履歴を、登記簿・地形図・空中写真等の資料により、過去～現在における有害物質の取扱事業場の設置状況について把握する」ことになります。



MIKUNIYA CORPORATION

日本ミクニヤ株式会社

ご意見・お問合せは [info@mikuniya.co.jp](mailto:info@mikuniya.co.jp)  
<http://www.mikuniya.jp>

環境リスクコンサルティング事業 防災リスクコンサルティング事業  
地球計測技術サービス事業 ISO9001 2008登録認証

K-008